２０１５年８月１９日

大阪府大阪自動車税事務所長

大江　晃　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府職員労働組合府税支部大阪分会

分会長　長宗　昇

**職場環境等の充実整備にかかる要求書**

　大阪自動車税事務所に勤務する職員の勤務労働条件の向上及び府民サービスの向上、健康で働き続けられる職場環境の整備充実をめざすため、下記の事項を速やかに実現することを要求します。

1. 分会とのよき労使慣行を遵守すること。また、労働条件等に関わる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。

　　　所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。

1. 現在の給与は昨年の人事委員会勧告に反して経過措置が設けられておらず、勧告された水準を２％下回っていることは容認できない。給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。
2. 税務手当については、府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。
3. 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金への反映を撤回するよう、関係機関に働きかけること。
4. 同じ職場で勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、雇用の継続や待遇の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。
5. 時差出勤を廃止し、勤務時間を拘束８時間とするよう、関係機関に働きかけること。
6. 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職４級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。
7. 「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。
8. 自動車税全件引継は、必要な人員を配置せず強行されており、職員の労働条件を大きく損なうとともに、画一的・強権的滞納整理に繋がる恐れがあることから、大幅な定数増を行うなど労働条件の改善をはかること。

１０，職員の長時間勤務の解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動等において本人の希望を尊重するなど適切に対応すること。

１１，再任用職員の労働条件等を改善すること。

* 1. この間の給与・一時金の削減を復元するとともに、増額を行うよう関係機関に働きかけること。
  2. 地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。

１２，ＶＤＴ作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、ＶＤＴ特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。

１３，安全衛生の観点から、１階女子トイレの洗面スペースの拡充及び１階、２階の女子トイレに換気扇を含む空調設備の設置を行うこと。

１４，安全衛生の観点から、１階または、２階階段横スペースを活用し休養室を設置すること。

１５，課税課に働く職員の健康を保持するため給湯設備を設置すること。また、暖房用等の電源を確保・整備すること。